

主要な事業の内容

1 預金及び定期積金の受入れ

2 資金の貸付け及び手形の割引

3 為替取引

4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務 その他の業務

- (1)債務の保証又は手形の引受け
- (2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。(6)及び(8)において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
- (3)有価証券の貸付け
- (4)国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
- (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6)特定目的会社が発行する特定社債(特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準ずる有価証券(以下「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債の募集の取扱い
- (7)短期社債等の取得又は譲渡
- (8)有価証券の私募の取扱い
- (9)次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構	日本銀行
年金積立金管理運用独立行政法人	独立行政法人農林漁業信用基金
農業信用基金協会	岩手県漁業信用基金協会
独立行政法人中小企業基盤整備機構	地方住宅供給公社
一般社団法人しんきん保証基金	一般財団法人建設業振興基金
一般社団法人全国石油協会	公益財団法人不動産流通推進センター
独立行政法人福祉医療機構	東日本建設業保証株式会社
- (10)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- (11)信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信金中央金庫
- (12)国・地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (13)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (14)振替業
- (15)両替
- (16)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。(10)において同じ。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (17)金融等デリバティブ取引((5)及び(16)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (18)金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理(金融先物取引等の受託業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
- (19)金の取扱い

5 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務 (上記4により行う業務を除く。)

6 法律により信用金庫が営むことのできる業務

- (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
- (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
- (4)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務